防火啓発号

宇治市政だより

3/28
昭和60年
（1985年）
号外

発行　京都府宇治市
編集　広報課
〒611 京都府宇治市宇治琵琶33番地
電話（0774）22－3141
●毎月1日・11日・21日発行

不審火が続発

悪質 空き家、留守宅を狙う

▲白昼放火で燃える空き家（20日午前11時9分、宇治若森で）

宇治・槇島地域を中心に

消防本部は特別警備体制

今年になって、市内で不審火による火災が多発、三月二十二日までに十五件が発生しました。なかでも、三月十五日に三件、十七日に一件、十八日に四件、二十日に一件の火災が連続して発生しました。市消防本部では特別警備体制をとり、共同住宅の空き室の実態把握や夜回りの強化に取り組んでいます。市民の皆さんも、空き家や物置など、日常目の届かない場所は必ず施錠する、家の周りに紙くずなどの可燃物を置かないなど、放火されにくい環境づくりに努めてください。

今回の連続放火とみられる火災は、三月十五日午前七時五十八分に槇島町一ノ坪で空き家が全焼したのに続いて、伊勢田町ウトロで倉庫、宇治東内で空き家が全焼、午後零時五分までの四時間半で三件の火災が発生しました。

そして、十七日には槇島町吹前で倉庫が全焼、さらに十八日午前中には、槇島町落合、宇治矢落、宇治弐番、宇治東内の空き家やアパートから連続して火災が発生、建物を半焼。一日おいて、二十日午前十一時九分には、宇治若森の空き家が全焼しました。

今回の一連の火災は、いずれも無人の建物から出火しており、発生時間も午前に集中するなど、昼間の明るい時間帯を狙った放火と考えられます。しかも、建物に直接放火するのではなく、紙やダンボール、ワラなどを用いています。

市消防本部では三月十八日、市民の生命と財産を守るため消防団と合同で「不審火の続発に伴う特別警備体制」検討会議を開催。①広報車四台による市民への警戒呼び掛けの続行②のマンションを除く共同住宅三百三十三棟について、宇治、槇島地域を中心とした空き室状況の実態把握調査③非常時における非番署員の出動体制の再確認と徹底を決め、取り組みを進めています。

また、消防団も宇治、槇島分団地域と隣接分団地域にある空き家などの実態調査と警戒などを実施しています。

▶留守中に出火。この日四件目の不審火（18日午後1時15分、宇治東内で）

放火など火災防止へ

市民ぐるみで防衛を

放火を完全に予防することは、極めて困難です。しかし、放火による火災が現実に発生していることから、市民ぐるみで放火されないようにするなど、積極的な火災予防対策を進めることが必要です。

このため市消防本部では、市民の皆さんに次のことを呼びかけ、協力をお願いしています。

出かける前に隣に声かけて

▽空き家、物置、車庫など日常、監視の行き届かない場所は、必ず施錠する。
▽建物の周りに、紙くず、木材などの可燃物を置かない。
▽出かける前には、隣近所に呼び掛けて外出する。
▽共同住宅の共同部分や路地などの出入りしやすい場所に、可燃物を放置しない。
▽不審者を見かけたら警察へ連絡する。
▽夜間、屋外は努めて明るくする。
▽近隣の連帯意識を高め、放火されにくい環境づくりを進める。

巡視体制の確立を

▽廊下、通路、階段、洗面所など、死角となる場所に可燃物を置かない。
▽消火用具を設置するとともに、巡視体制を確立する。
▽通常監視体制のない倉庫、物置には施錠する。
▽営業している建物では、従業員など関係者で防火意識の高揚に努める。

施錠を忘れずに

▽敷地と建物内へ侵入されないよう、防止措置を行う。
▽休日・夜間などの巡視体制を確立する。
▽敷地、建物周辺に置いてある可燃物を整理または除去する。
▽放火されるおそれのある場所は、努めて不燃化を促進する。

不審者見かけたら110番

▲防火は大丈夫か――空き室実態調査を行う消防署員（22日、宇治で）

連続不審火の発生場所（3月22日現在）

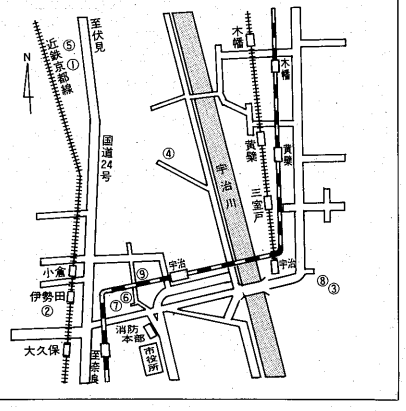

発生日時と場所

（番号は発生順）

①3月15日午前7時58分、槇島町一ノ坪（空き家）
②同日午前8時55分、伊勢田町ウトロ（倉庫）
③同日午後零時5分、宇治東内（空き家）
④17日午後2時15分、槇島町吹前（倉庫）
⑤18日午前7時5分、槇島町落合（新築中の住宅）
⑥同日午前10時40分、宇治矢落（アパート空き室）
⑦同日午前11時35分、宇治弐番（アパート空き室）
⑧同日午後零時58分、宇治東内（留守中の住宅）
⑨20日午前11時9分、宇治若森（空き家）